

鵜住居訴訟裁判所の所見

仙台高裁＝小林久起（ひさき） 裁判長＝が1月、和解に向けて示した所見は次の通り。

【本記1面】

1 防災センターにおける多数の地域住民の犠牲に対する行政責任について

本件津波から防災センターに避難した多数の地域住民が被災して犠牲になるという結果に至ったことについては、2014年3月の調査委員会報告書にも記載がある通り、①「防災センター」との呼称や避難訓練時の使用などの運用が、地域住民に対して津波の際の1次避難所でもあるとの誤解を生じさせる要因となったのではないかと考えられること、②広報紙等により津波の際の1次避難場所について広報がされていたものの、防災センターが1次避難場所ではないことについては明確な周知がされていないこと、③防災センターの職員等に対して津波発生時の適切な対応が周知されていなかったこと等の問題点があったと指摘することができる。

住民の命を守るべき行政責任を

負う釜石市には、このたびの犠牲に対する深い反省と上記問題点の指摘等を踏まえ、今回の津波の教訓を深く刻み、防災施設の見直し、住民の意識啓発、組織としての危機管理体制の強化といった課題に対して真摯（しんしん）に取り組み重い責任がある。

2 学校教育施設の防災体制に関する行政施策上の問題点について
釜石市教委が10年3月に「釜石市津波防災教育のための手引き」を作成するなどして、小中学校の児童・生徒に対し、三陸沖地震津波に備えた防災教育に力を入れたことは、本件津波による教育現場での人身被害の軽減に大きく貢献したものであって、高い評価に値する。

しかしながら、他方で、まさにその教育の現場において、児童・生徒の生命・身体を安全を保護するべき立場にある教職員に対し、三陸沖地震津波に備えた適切な避難計画を立案し、避難訓練を実施することを徹底させるための施策が不十分であったことから、本件幼稚園において、本件津波に対する具体的な避難指示を出すことができなかった。

3 本件幼稚園の園児らの救命に対する亡片桐理香子の貢献について

前記防災教育の対象とされていなかった本件幼稚園において、教委からも園長を通じて具体的な避難指示を出すことができない危機的な状況の下で、亡片桐理香子および主任教諭らは、幼稚園職員としての職責を全うし、預かり保育中の園児らの救命のため、その自発的な判断により、園児ら連れ、防災センターに緊急の避難をした。

それにより、不幸にして亡片桐理香子は命を落とすことになってしまったものの、避難させた園児らは命を救われた。亡片桐理香子は、その一命を懸けて、園児らの救命に尽力したといえる。

4 釜石市に対する和解勧告

以上のような観点から、当裁判所は、本件事案の解決の方策として、釜石市に対し、次のように勧告する。

（1）今回の犠牲に対する重い責任を真摯（しんしん）に受け止め、問題点の指摘を踏まえ、取り組むべき行政上の課題と施策を明らかにし、今回のような犠牲を決して繰り返さない決意を明らかにすること。

（2）亡片桐理香子とその職務遂行中に命を落としたことについて、遺族らに対し、遺憾の意を表わすとともに、園児らの命が救われたことへの特別の貢献に報いるため、具体的な慰労と慰霊の措置を取る。